# 市民活動助成金規程

## (目的)

- 第1条 パルシステム山梨市民活動助成金(以下、市民活動助成金という)は、地域社会において展開する環境・福祉・平和・その他ボランティア及びNPO組織、ワーカーズ等の非営利市民活動及び協働した地域生活者による自主的な起業活動に対し、パルシステム山梨が資金面で支援するものとする。
  - 2 パルシステム山梨の組織の枠を超えた自主的な市民活動を地域社会にひろげること、及びパルシステム山梨の地域活動と非営利市民活動とのネットワークをひろげることを通じ、生協・地域生活者協同による地域社会づくりに貢献することを目的とする。

#### (市民活動助成金)

- 第2条 市民活動助成金は、パルシステム山梨の年度事業が生み出す剰余金の処分による任意積立金とする。
  - 2 市民活動助成金の規模は毎事業年度の決算・剰余金処分方針にもとづき、理事会が起案し、 総代会の議決承認を受ける。
  - 3 理事会は、当該年度助成限度総額を決定する。

## (運営委員会)

- 第3条 理事会のもとに、パルシステム山梨市民活動助成金運営委員会(以下、運営委員会という) を設置する。
  - 2 運営委員は、理事、有識者、職員、6名の範囲内で理事会にて選任する。
  - 3 委員の任期は7月1日から1年間とし、再任をさまたげないものとする。
  - 4 運営委員の他に事務局員を置くものとする。
  - 5 運営委員会役割については、細則を別途定める。

#### (助成基準)

- 第4条 助成の対象となる団体についての基準は以下とする。
  - (1) 山梨県を主たる活動エリアとし、活動している団体又は活動を予定している団体であること。
  - (2) 団体の規模及び法人格の有無は問いません。但し、営利団体、宗教団体及び政治団体と判断される場合は除きます。
  - 2 助成金使途目的に関わる基準は以下とする。
    - (1) 活動・事業に要する運営費用の一部。
    - (2) 目的をもった物品の購入費用の全額又は一部。
    - (3) 事業立ち上げに要する費用の一部。
  - 3 理事会が決定する助成限度総額の範囲での個別助成額に関わる基準は以下とする。
    - (1) 助成団体数は1事業年度10団体以内とし、連続3回までとする。ただし、記念事業を行う際には、別途、委員会にて定めることとする。
    - (2) 個別助成額の上限は、20万円の範囲で事業年度ごとに運営委員会で設定する。ただし、記念事業を行う際には、別途、委員会にて定めることとする。

#### (公募)

第5条 運営委員会は、毎事業年度2月·3月の2ヶ月間を助成公募期間とする。なお、詳細な日時に ついては、運営委員会で決定することとする。

## (選考・決定)

- 第6条 助成団体の選考・決定は運営委員会が行う。
  - 2 運営委員会は、4月中に選考・決定を行い、選考・決定の判断要因を含めて理事会への報告し、当該団体への通知、情報紙、ホームページ等への掲載を行う。
  - 3 運営委員会は、助成団体と覚書を締結し、覚書締結後、1ヶ月以内を目途に助成金を交付する。ただし、運営委員会が、本規程の趣旨及び覚書の違反認定をした場合等は、当該団体に助成金の返還を求めることがある。

#### (報告)

第7条 助成団体は、3月末をもって会計報告を含む活動・事業報告をまとめ、運営委員会に提出しなければならない。

# (改 廃)

第8条 本規程の改廃は、運営委員会の協議を経て、パルシステム山梨理事会が行う。

# (附則)

本規程は、2002年 7月26日から施行する。

- 2002年 8月29日改訂
- 2006年11月30日改訂
- 2009年 8月 1日改訂
- 2011年 6月30日改訂
- 2012年11月29日改訂
- 2015年 2月26日改訂